

Deloitte Vietnam
Contacts:

Richard Buchanan
 Tax Partner
 rhbuchanan@deloitte.com
 Tel: +84 8 3910 5267

Thomas McClelland
 Tax Partner
 tmcclelland@deloitte.com
 Tel: +84 8 3911 0727

Tuan Bui
 Tax Director
 tbui@deloitte.com
 Tel: +84 8 3910 0751

Minh Bui
 Tax Director
 mbui@deloitte.com
 Tel: +84 4 3577 0782

輸出品の原材料に対するVAT還付手続

はじめに

2010年6月30日付で、財務省は実際に輸出された物品に対する付加価値税 (VAT) 還付手続のガイドラインとなるCircular 94/2010/TT-BTCを公布した。

Circular94は、Resolution 30/2008/NQ-CP (2008年12月11日付け政府発行)に沿ったVAT還付に関するCircular 04/2009/TT-BTCに置き換わるものであり、2010年8月14日から施行される。

Circular94は、旧Circular04のように、銀行経由の決済を証明する証憑書類がない場合でも、輸出企業は実際に輸出した物品に関連する仮払 VAT について、90%までは暫定的なVAT還付が受けられと規定している。さらに、Circular94には詳細なケースに対するVAT還付手続きを規定されている。

VAT 還付が適用できるケース

No.	適用ケース	VAT 還付のレベル
1	物品の輸出にあたって、輸出契約によって輸出代金の支払期日が明記されている場合で、未だその支払期日が到来していない場合	輸出企業は仮払 VAT の 100%還付が受けられる
2	輸出委託の場合で、受託者が委託者に銀行経由で支払いをする必要がある場合。	銀行経由の決済を証明する証憑書類がない場合でも、輸出企業は仮払 VAT の 90% に相当する暫定的な還付を受けられる
3	既に輸出した商品の販売価格が調整される場合で、以下の条件を満足する場合 <ul style="list-style-type: none"> - 輸出した商品の販売価格の調整に関する覚書がある - 新しい販売価格に基づく VAT インボイスがある - 輸出商品に関連する仮払 VAT を請求するのに必要なすべての条件がそろっている 	
4	輸送中製品の物理的・化学的特性のため、輸出量が増減し、その結果、銀行経由の支払金額も変化する場合	
5	海外顧客が輸出した物品を返却する場合	輸出企業は仮払 VAT 還付を受けることができず、また還付税額は再度徴税の対象となる

その他の注意すべき項目

VAT 還付後に実施される税務調査と違反処理に関する注意すべき項目は以下の通りである。

- 買手と売手が、支払スケジュールを変更する場合、支払いスケジュール変更に関する契約書を署名日から 3 日以内に遅滞なく税務当局へ提出しなければならぬ。
- 輸出契約書に規定される支払期限を過ぎたにもかかわらず、納税者が銀行経由の決済を証明する証憑書類を提出できない場合には、暫定的に還付された仮払 VAT を徴収されることになるだけでなく、還付税額の過大申告に基づきペナルティを課されます。
- 輸出契約に支払期限が規定されていない場合、仮払 VAT の 90%に相当する暫定的な還付を受けた日から 30 日以内に、納税者が適切に銀行経由の決済を証明する証憑書類の未提出理由を説明できない場合には、税務当局は VAT 還付後に、税務調査を実施し、銀行経由の決済を証明する証憑書類の提出が遅延している理由を確認する。結果として、輸出品に関連する原材料に対する VAT 還付のための条件を満たさないことが発見された場合、輸出企業は、暫定的に還付された仮払 VAT を再度徴収されることとなり、また、規則に従って税務違反のペナルティの対象となる。

This **Alert** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact us.

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Ms. Thanh Bui (Hanoi Office, e-mail thanhbui@deloitte.com) or Ms. Trang Dinh (Ho Chi Minh City Office, e-mail trangdinh@deloitte.com).

Deloitte Vietnam Company Limited is part of Deloitte Southeast Asia—a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/vn/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu and its member firms.